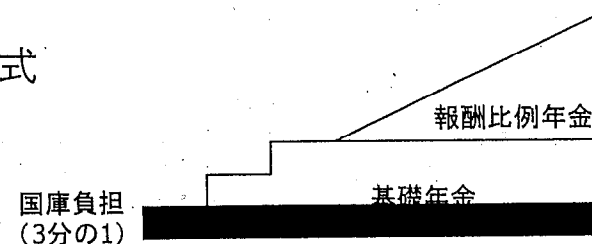


《改革の骨格に関する基本的な方向性と論点》

(1) 年金制度の体系

国民皆年金と社会保険方式を基本とした現行の制度体系

- 国民皆年金の下、保険料納付が年金給付に結びつく社会保険方式
- 統一的な定額基礎年金に所得比例年金を上乗せ
- 基礎年金に一定の国庫負担(3分の1)
- 賦課方式を基本に積立金を保有



年金制度の体系に関する各方面での議論

基礎年金を税方式とする体系

- 未加入・未納の問題は存在しなくなる
- 拠出の有無にかかわりない保障が自律・自助の精神に立脚した我が国の経済社会と整合的か
- これら論点についての総合的な議論が必要

定額の公的年金とその上乗せの私的年金の組合せ

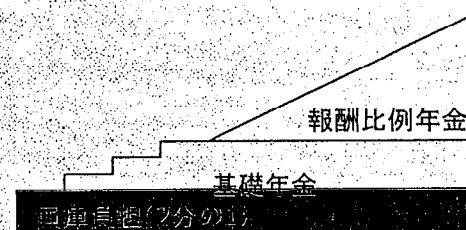
- 公的年金としては、基礎的生活費を賄う水準の定額年金のみ
- 公的年金として、現役時代と比べて老後の所得保障の機能が不十分ではないか
- 十分な議論が必要

所得比例年金と補足的給付の組合せ(スウェーデンの例)

- 一本の所得比例年金を創設し、低・無所得者には税財源の無拠出制の補足的給付を設ける
- 公平な負担の基となる所得把握の問題が存在
- 引き続き十分に議論

平成16年の改革の方向

- 社会保険方式に基づく現行の制度体系を基本として改革を進めていく。
- 安定した財源を確保して国庫負担割合の2分の1への引上げ、国民年金保険料の多段階免除導入の検討、徹底した保険料収納対策に取り組む。
- 制度改革により、長期的に安定した制度とする措置を講じた上で、さらに、社会保険方式による所得比例構造の一本の年金制度の導入等を含め、長期的な制度体系の在り方について議論



(2) 少子化の進行等を踏まえた給付と負担の見直し

給付と負担の見直しの基本的な考え方

○これまでの方式 — 5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、給付水準や将来の保険料水準を見直す
(方式Ⅰ)

○新しい方式 — 最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込む
(方式Ⅱ)

[これらの方式による給付と負担の試算]

方式Ⅰ－１ 保険料水準を見直しながら現行の給付水準を維持する (給付水準維持方式)

[試算結果] ※国庫負担割合1/2の場合

○給付水準(厚生年金) 現役手取り賃金比59%維持

○厚生年金の保険料率(総報酬ベース)

13.58%(現行) → 23.1%(2030年度以降)

〔平成11年財政再計算では19.8%
(2019年度以降)〕

[国庫負担割合1/3の場合 26.2%(2036年度以降)]

○国民年金の月額保険料(11年度価格)

13,300円(現行) → 20,500円(2016年度以降)

〔平成11年財政再計算では18,500円
(2020年度以降)〕

[国庫負担割合1/3の場合 29,300円(2024年度以降)]

方式Ⅰ－２ 保険料水準を見直しながら現行の給付の内容や水準を見直す (給付と負担双方見直し方式)

方式Ⅱ 最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込む (保険料固定方式)

[試算の代表例]

※国庫負担割合1/2の場合

○厚生年金の保険料率(総報酬ベース)

・段階的に引き上げて、20%に固定(2022年度から)

○給付水準(厚生年金)

・賃金上昇率や物価上昇率から支え手の減少分を調整してスライド

・現役の手取り賃金比

59%(現行) → 52%(2032年度以降)

[国庫負担割合1/3の場合 45%(2043年度以降)]

マクロ経済スライドの考え方

$$\text{総賃金} = \text{1人当たり賃金} \times \text{労働力人口(被保険者数)}$$

↑ 保険料負担総額は、この変動を反映
 ↑ 現行の年金給付(厚生年金)の改定は、この変動を反映

$$(\text{総賃金の伸び率} = \text{1人当たり賃金の上昇率} - \text{労働力人口(被保険者数)の変動率})$$

(「年金改定率(スライド率)」に相当。)

○マクロ経済スライドは、年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組み。

○年金制度を支える力である総賃金の変動に応じて年金改定率(スライド率)が自動的に設定されることにより、給付水準を時間をかけて調整。1人当たり賃金の変動に加えて、被保険者数の変動を反映。

○社会経済情勢が将来好転した場合には、そのことが社会全体の総賃金や被保険者数等の指標の変化を通じて年金改定率(スライド率)を自動的に押し上げ、給付水準は想定よりも改善される。

○マクロ経済スライドは、スライド特例期間(試算の基準ケースでは、平成17(2005)年度～平成44(2032)年度)中のみ適用。

年金改定率 (スライド率)

〔現行〕

〔マクロ経済スライド〕

《新規裁定時》

厚生年金 - 1人当たり賃金上昇率
(手取りベース) を反映
〔賃金再評価〕

基礎年金 - 国民生活の動向等を総合勘案
〔政策改定〕

被用者年金の被保険者の総賃金
(手取りベース) の伸び率を反映
(実績値または将来見通しの平均値)

《裁定後》

物価上昇率

物価上昇率 - スライド調整率 (注)

(注)裁定後について、新規裁定年金と同程度の給付水準調整を求める。

$$\text{スライド調整率} = \text{1人当たり賃金上昇率(手取りベース)} - \text{総賃金の伸び率(手取りベース)}$$